

知的財産権には、主に文化的なものを保護する「著作権」と産業的なものを保護する「産業財産権」があります。
次の内容を、「著作権」で保護するものと「産業財産権」で保護するものに分けてみましょう。

- 1 市販のタブレットのデザイン
- 2 市販のタブレットの商品名やマーク
- 3 個人が考えた新しいイラストのアイデア
- 4 個人が撮った写真
- 5 市販のタブレットを高性能化するためのアイデア

著作権

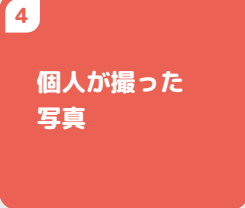
産業財産権

どちらにも当てはまらない

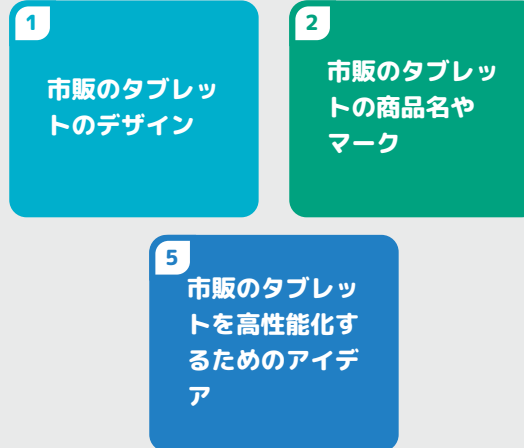


正解

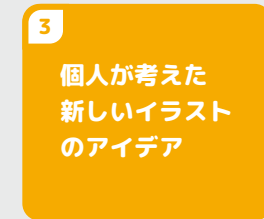
著作権



産業財産権



どちらにも当てはまらない



☆ スキルのポイント

知的財産権には、主に文化的なものの保護する「著作権」と産業的なものを保護する「産業財産権」があります。

産業財産権には、特許権（新しい発明を保護）、実用新案権（考案を保護）、意匠権（デザインを保護）、商標権（マークや名前を保護）があります。著作権では権利を得る手続きが必要ありませんが、産業財産権は登録しなければ権利が発生しません。また、著作権ではアイデアは保護されませんが、産業財産権ではアイデアも保護されます。

こうした違いを意識しながら、自分の知的財産をどのように守るかを考えてみましょう。

